



箕市政第239号の3
平成30年(2018年)2月20日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一 様
連合大阪北大阪地域協議会
議長 上奥 善弘 様
連合大阪豊能地区協議会
議長 柴田 直希 様

箕面市長 倉田 哲 郎



時下 貴台におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市行政諸般にわたり格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年1月15日付けで提出されました要望書について、下記のとおり回答します。

記

内 容	回 答
<p>1. 雇用・労働・WLB施策</p> <p>(1) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「UIJターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。</p> <p>(2) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について</p>	<p>1.</p> <p>(1) 地方創生を活用した事業として、平成26年度に設置された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用し、「産業としての農業」創出事業を実施しており、一般社団法人箕面市農業公社において新規就農者の技術指導を含む若年層の雇用創出就労支援を実現しました。今後においても、地方創生推進交付金の活用に当たり、就業ニーズの高い介護福祉分野での定着支援なども含め、「雇用創出」や「女性の活躍推進」などが効果として見込まれる事業を検討します。</p> <p>(地域創造部 箕面営業室)</p> <p>(2) 大阪府との連携を強化し、府の職業訓</p>

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

(3) 地域での就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。

(4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。

(5) 長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について

長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労

練事業を積極的に広報していくことで多様な分野の技能者育成を図ります。

(地域創造部 箕面営業室)

(3)

地域就労支援事業として、市内3か所に地域就労支援センターを設け、就労相談を実施するとともに、関係機関からの各種情報提供を行っています。また、地域就労支援センター利用者をはじめ、市内の就職困難者を対象とした「就職支援講座」、「障害者市民就職支援PC講座」及び「箕面1日ハローワーク」等の実施については、庁内関係課・室で構成する「地域就労支援推進会議」、ハローワーク池田、箕面商工会議所、大阪府総合労働事務所、市内関係団体と連携して実施しており、引き続き地域ネットワークの連携強化を図り、地域社会資源の活用による就労支援事業の充実に努めます。

(地域創造部 箕面営業室)

(4)

平日の午前8時45分～午後5時15分までの間、箕面営業室(商工労働G)で随時対応しており、相談内容に応じて大阪府総合労働事務所やハローワーク、労働基準監督署、大阪労働局等へつなぐとともに、関係機関からのお知らせや案内についても、市広報紙「もみじだより」や市発行の「みのおワーキングNEWS」への掲載、また市内公共施設へチラシを配置し、各種相談窓口やセミナー等の周知を行い、利用者への情報提供の拡大・充実に努めています。

(地域創造部 箕面営業室)

(5)

平成25年度に「ブラック企業の実態と対策」と題した労働セミナーを実施し、その後も「就職支援講座」において、求人票や労働契約書の注意点等を周知して

働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。

また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。

(6) 女性の活躍推進と就業支援について

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率の改善に努めること。また、若年女性に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。

(7) ワークバランス社会の早期実現について

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。

(8) 治療と職業生活の両立支援について

病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が

います。また、関係機関とも連携を図り、「みのおワーキングNEWS」や各種チラシ等で労働者に対してブラック企業に関する知識と対策の周知に努めています。今後は長時間労働強要の違法性等について、企業等への周知対策にも努めます。

教員の長時間労働の問題については、担当部局と連携し、適切な対策をとっていきます。

(地域創造部 箕面営業室)

(6)

平成28年4月1日施行の女性活躍推進法については、大阪労働局と連携し、市広報紙で制度内容の情報提供を行い、関連する大阪労働局等の施策等を「みのおワーキングNEWS」を活用し、引き続き情報の周知に努めています。また、主婦層をメインターゲットとして、就労に関わる社会保険や税制等の基本知識を正しく理解、習得し、自身の働き方を考えるセミナーを平成27～28年度にかけて実施しました。

なお、マザーズ・ハローワークをはじめ、各労働・就労関係機関との連携を図り、引き続き各種情報の周知に努めます。

(地域創造部 箕面営業室)

(7)

各関係法令について、関係機関と連携を図り、市広報紙「もみじだより」や市発行の「みのおワーキングNEWS」への情報掲載、市内公共施設へのチラシ配置、セミナーの開催等により、情報提供の拡大・充実に努め周知徹底を図り、仕事と生活の両立支援の拡充に努めます。

(地域創造部 箕面営業室)

(8)

病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、経営者や管理職向けセミナーの実施や、関係機関との連携を強化

患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。

(9) 公共サービス労働者の処遇改善について

公共サービスの担い手はますます多様化し、臨時・非常勤・パート労働者は、雇い止めと低賃金、委託労働者は競争入札の激化による労働条件切り下げなど、多くの課題に直面している。「官制ワーキングプア」の解消をめざして、雇用安定、公共労働基準の確立、均等待遇の実現を図ること。

していくことで両立支援の充実を図ります。

(地域創造部 箕面営業室)

(9)

市民に提供する行政サービスを充実させるため、必要な業務・職域において、非常勤・臨時職員を雇用しています。その労働条件については、労働実態を踏まえ、法との整合性を図りながら決定しています。

なお、人件費が経費の大部分を占める業務委託については、最低制限価格を設け、雇用者の権利が阻害されないような措置を講じています。

また、請負契約書に労働基準法等の法令を遵守するとともに、法令上の責任を受託業者が負うよう明記するなど、契約後も受託業者が雇用者の適正な労働条件と賃金水準を確保するような対策を行っています。

(総務部 人事室)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について

大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、各市においてもマーケティング力を高め、大阪経済の活性化につなげる。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

(2) 新たな産業育成に向けた医療・介護ロボット事業の強化

政府で「ロボット技術の介護利用にお

2.

(1)

近年、本市に訪れる外国人観光客数も増加してきており、受入環境の整備が求められています。平成28年度においては、観光マップや観光HPの多言語化を進めたほか、観光案内所においても英語対応ができるスタッフを配置し、案内機能の強化を図ってきたところです。今後においても、フリーWi-Fiの整備をはじめ、受入環境の改善に向けた取り組みを検討していきます。

(地域創造部 箕面営業室)

(2)

本市彩都地区の一部が関西イノベーション国際戦略総合特区に指定されている

ける重点分野」では、開発支援や実証が計画されている。これらの事業に府域の企業等との連携で新たな産業育成による市場拡大が見込まれるロボット関連産業に重点投資を行い、活性化につなげること。

(3) 中小企業・地場産業の支援について

①付加価値の高いものづくり事業の強化について

中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

②TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。

地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう推進すること。また日本にいなからにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

ことから、ロボット関連産業をはじめとするライフサイエンスや新エネルギーに関係する事業を実施する企業を大阪府と連携し誘致していきます。

(地域創造部 箕面営業室)

(3)

①

中小企業の技術・技能は、「人」による熟練した技術が強みであるため、人材育成策に重点を置く必要があり、国の若年者に対する人材育成施策を活用し、熟練技能者が有する技術・技能が継承できるように努めます。

(地域創造部 箕面営業室)

②

中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう、近畿経済産業局や大阪府と連携を図り、支援体制を構築するよう努めます。

(地域創造部 箕面営業室)

③

本市では、大阪府の中小企業事業資金融資制度を活用しながら府の預託金に本市の預託金を上乗せすることで府制度より利率を低く設定した事業融資制度を継続実施しています。本制度は原則保証人が不要であることから、小企業事業者にとって利用しやすい制度となっていま

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。

(4) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

総合評価入札制度の導入が府内18市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

(5) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけごみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

す。今後も実効性の高い制度運用に取り組みます。

(地域創造部 箕面営業室)

④

本市では、大阪労働局等で作成したチラシや市広報紙「もみじだより」、「みのおワーキングNEWS」等により地域の労働者と事業主へ当該年度の最低賃金を周知しており、労働相談窓口において労使を問わず相談対応しています。近年の最低賃金の値上げ幅は比較的大きく、中小企業の経営を圧迫する一要素であると考えるところであり、国・府の助成制度等について、大阪労働局や大阪府、箕面商工会議所との連携を図り、中小企業等への支援施策の周知等に努めます。

(地域創造部 箕面営業室)

(4)

本市は、既に福祉の視点も踏まえた委託の総合評価入札制度を導入しています。

なお、公契約条例の制定については、本市の請負契約書等において雇用者の最低賃金の保障や労働基準法等、法令上の責任を受託者が負うように明記し、適正な労働条件と賃金水準の確保が図れるようにしていることから、条例制定の検討は行っておりません。

(総務部 契約検査室)

(5)

国が作成した下請二法（下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法）や下請適正取引等の推進のためのガイドライン等にかかる案内、パンフレット等を窓口で配布し、継続して制度を周知しています。また、本市の商工会議所の窓口でもこうしたパンフレットを配布し、小規模事業者への情報提供に努めています。

(地域創造部 箕面営業室)

(6) 非常時における事業継続計画 (BCP) について

業務継続計画 (BCP) 未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

(7) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産(もん)の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。

(8) 北大阪急行線の延伸について

箕面市の船場にある大阪船場繊維卸商団地は、昭和45年の開業以来、活発な商業活動を展開してきたが、繊維業界の

(6)

中小企業者に対しては、箕面商工会議所と連携しながら計画策定支援に努めます。

(地域創造部 箕面営業室)

(7)

ライフサイエンスや新エネルギーに係る事業を実施する企業を大阪府と連携し誘致していきます。

(地域創造部 箕面営業室)

本市では、朝市と学校給食を基調とした地産地消環境の充実をめざしており、とりわけ平成30年2月には萱野地区にJA大阪北部「農産物直売施設」が開設されます。これにより農産物の販売環境(営業時間の拡大、保冷設備の完備等)の一層の充実が図られ、加工製品の販売も促進されます。そうした動向を見据えて、平成28年4月には箕面市、JA大阪北部、箕面商工会議所、箕面市農業経営者連絡協議会など、関係機関及び農業者団体による6次産業化の支援推進体制として「箕面市6次産業化・地産地消推進協議会」を設立し、大阪府6次産業化サポートセンターとの連携も強化しながら、加工への取組を志向する農業者に対して、発展段階に応じた支援をしています。

また、6次産業化に資する担い手の確保策として、引き続き同協議会を通じて、関係機関が連携した相談支援体制や普及啓発を強化していくとともに、学校給食や農業体験の実施を通じて、農や食に対する理解醸成の取り組みも積極的に行っていきます。

(みどりまちづくり部 農業振興課)

(8)

北大阪急行線延伸は、大阪都心部への交通アクセスが飛躍的に向上するだけでなく、バス路線網の再編により、箕面市

不況や流通構造の変化等の影響を受け、同団地内で活動する企業においても、事業規模縮小、経営破綻が相次ぎ、その結果、「繊維卸商団地」の街並みになかったマンションや遊技施設等が増加し、まちの様相が急激に変化しつつある。

交通面の充実、商業の活性化、新たな雇用の創出のためにも、現在計画されている北大阪急行線の延伸の実現を図ること。

全域で市内東西方向の移動が大幅に便利になります。さらに、人口の増加、生活施設の充実、新たな雇用の創出、商業の活性化等の効果によって、まちが元気になり、持続可能なまちを創っていくことができます。

なかでも、船場地区においては、大阪船場繊維卸商団地協同組合が中心となって、北大阪急行線の延伸を契機とした新たなまちづくりを進めており、本市としても市内で唯一高層ビルが許容されるエリアという特性と、大阪都心部や新大阪への強力なアクセスの優位性を最大限に活かすため、文化ホール、図書館、生涯学習センター等、まちづくりの核となる公共施設を整備する予定です。また、大阪船場繊維卸商団地協同組合・大阪大学大学院医学系研究科・箕面市が連携し、健康寿命の延伸・予防医学の拠点となる「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター（仮称）」の設立及び運営を目指して、協議を進めているところです。

北大阪急行線の延伸は、平成32年度の開業をめざしています。平成28年8月には延伸事業に関連する都市計画事業が大阪府知事に認可されました。また、同じく11月に北大阪急行電鉄（株）が、国土交通省から軌道法及び鉄道事業法による工事施行認可を取得しました。平成28年12月からは工事建設予定地の樹木の伐採等の準備工事に着手しており、平成30年度も平成29年度に引き続き、地下構造物をつくるための掘削工事および躯体工事を行い、高架構造物の橋脚、橋桁の工事を行います。

（地域創造部 鉄道延伸室、北急まちづくり推進室）

3. 福祉・医療・子育て支援施策

（1）地域包括ケアシステムの実現に向けて

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある

3.

（1）地域包括ケアシステムの実現に向けて

「地域医療構想」とは、都道府県に現行の保健医療計画の一部として策定を義務づけられたものであり、「地域医療構想調整会議」は大阪府が設置主体となって、

住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画々進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。

(2) 予防医療の促進について

府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連4計画」が今年度大阪府において策定される。取り組み内容を住民に周知するとともに、保険者や企業と連携し、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。

(3) がん対策基本法の改正について

昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講じること。併せて、がんに関する教育を推進すること。

(4) 介護労働者の処遇改善と人材の確保について

本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。

構想区域等ごとに、医療関係者、医療保険者その他の関係者との連携を図りつつ、地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うとされています。

本市としましては、大阪府から意見を求められた場合に必要な情報を提供するとともに、地域医療構想の実現に向けて、必要な病床数や後送病院の確保や在宅医療を担う医師の確保など地域の医療が抱える課題について、大阪府や箕面市医師会、近隣市町と協議や情報共有などの関わりを深めていきます。

地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や取り組み等の市民への周知に関しては、広報紙での情報発信や地域の集まり等で随時情報を周知してまいります。

(健康福祉部 保健スポーツ室)

(2)

各計画における、取り組み内容を大阪府と連携しながら周知するとともに、今後も継続して、生活習慣病の予防等、健康の維持・増進に関して、普及・啓発に取り組みます。

(健康福祉部 地域保健室)

(3) 大阪府と連携して、がん患者の就労に関する普及啓発を行ってまいります。がん教育については、小中学校ニーズに応じて市専門職を派遣することなどで支援を行ってまいります。

(健康福祉部 地域保健室)

(4)

居宅サービス事業者及び地域密着型サービス事業者に対して、介護職員処遇改善加算に限らず、介護保険法等に基づく指定時の審査、集団指導及び実地指導を適宜行っており、引き続き適正な指導等を行ってまいります。また、ホームページを活用するなど、当該加算制度の周知に努めます。

介護人材を確保するための抜本的な解

(5) インクルーシブ（包摂的）な社会の実現について

①障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取り組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。

②障害者差別解消法の体制整備

障害者差別解消法の確実な定着に向

決策については、市長会を通じ、引き続き国に要望していきます。

(健康福祉部 介護認定・事業者指導室)

介護事業者等に対する加算の取得要件等の確認については実地指導時に行い、加算の周知については、市ホームページへの掲載をはじめ、集団指導や実地指導の際に適宜行っております。今後も引き続き、周知を含め適正な指導等に努めて参ります。

(健康福祉部 広域福祉課)

(5)

①

障害者虐待防止法施行後、虐待防止センターを設置し、通報等に対して迅速に対応するよう努めています。平成29年度からは今まで市社会福祉協議会に委託していた虐待防止センター機能を市直営化し対応しています。具体的には、通報を受けた後、被虐待者等に速やかに事実確認を行い、必要に応じ相談支援事業者等、各関係機関の支援者も含めて対応方針を検討し、被虐待者の安全確保を行うとともに、虐待を行った養護者等に対しても必要な支援につなげるなど、虐待の早期解決と再発防止に努めています。また、被虐待者が緊急避難できる場の確保も行っています。

障害者虐待に対しては未然防止と早期発見が最も重要であるという認識のもと、今後も自立支援協議会の権利擁護部会を中心に、福祉サービス事業所等への研修や情報提供を行い、サービス従事者の虐待に対する意識の向上を図るとともに、より適切な支援が行われるよう取り組んでいきます。また、大阪府とも連携しながら障害者の権利擁護の確立に向けた支援を行っていきます。

(健康福祉部 障害者支援室)

②

市民に対しては、障害福祉サービスの

け、住民への周知を徹底するとともに、障害者差別解消支援地域協議会が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組むこと。

※検討中（2017年4月1日現在）

守口市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

(6) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

①全自治体の高位平準化

子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、取り組み実態や事業計画について地方版「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを行うこと。

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても明らかにすること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を大阪府とともに検討すること。

案内冊子やホームページ等により障害者差別解消法の趣旨や市の相談窓口を案内しています。引き続き広報活動に努めるとともに、各種関係団体と連携するなどし、機会を捉えて啓発に取り組みます。

同法に基づき設置することができることとされている障害者差別解消支援地域協議会については、箕面市障害者市民施策推進協議会がその機能を担い、情報共有等を行っています。

(健康福祉部 障害福祉課)

(6)

①

本市では、「箕面市子ども・子育て会議」において、毎年度、「第3次箕面市子どもプラン」の進捗管理をしているところです。今度も、次期箕面市子どもプランの策定にあわせて、適宜、子育て施策の見直しを行ってまいります。

(子ども未来創造局 教育政策室)

②

「第三次箕面市子どもプラン」においては、入所を申し込んでも実際には入所できていない全ての子どもを待機児童として算出し、平成27年度～平成31年度の5年間における保育施設整備計画をたてており、可能な限り早期に整備することで、待機児童ゼロの実現をめざしています。また、保育施設の設置に関しては、保育所等について良好な実績を有する法人又は個人を対象に公募を行っており、保育施設設置・運営主体を選定しています。

保育の実施は市町村に義務づけられており、子ども子育て支援法による子ども子育て支援事業計画策定も市町村に義務づけられていることから、原則としては、各市町村ごとに必要な保育定員を整備することとされています。やむを得ない事由により市町村をまたがった保育の利用となる広域利用については、他市町村と個々に調整を行っています。

③病児・病後児保育の充実

小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充や保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実にむけた取り組みを強化すること。

(7) 子どもの貧困対策について

昨年実施した子どもの生活に関する。実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけること。併せて、住民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくり活動が実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営など予算を確保すること。

(子ども未来創造局 幼児教育保育室)

③

病後児保育については、公立保育所3所において実施しています。

病児保育事業は、子育て家庭の就労と子育ての両立を支援する主旨から、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度においても、「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられ、国においても子育て施策の大きな柱の一つとなっています。

本市においては、平成27年6月に第三次箕面市子どもプランを策定する前段で実施した子育て支援サービスに関するアンケート調査でも同事業の高い利用ニーズが確認されたことから、平成27年度に事業開始を方針化し、現在、平成30年度中に公立保育所1所において、病児・病後児保育室を開設するための取り組みを進めています。

また、民間保育所においても、保育中に体調が悪くなった児童を保護者が迎えに来るまでの間、医務室で看護師が保育を行う病児保育（体調不良児対応型）の実施に向けて取り組んでいます。

(子ども未来創造局 幼児教育保育室)

(7)

生活困窮世帯の子どもへの学習支援は、子どもの貧困対策に非常に有効であるため、学習支援事業を推進しており、今後も拡充を図るにあたって、国の補助金の増額を要望しています。

また、貧困の連鎖根絶の取り組みは、長期にわたり継続的な支援が必要なものであるのに、国の財政支援は単年度にとどまるものも多く、子どもの居場所の運営など支援事業に対する継続的な財政支援についても要望しています。

貧困の連鎖を生まない社会づくりに向けて、対象となる子どもが社会的なハンディを乗り越えられるよう、生活や学習の支援等、実効性のある施策を推進するため、今後も国に財政措置について要望

	<p>していきます。 (子ども未来創造局 子ども成長見守り室)</p>
<p>4. 教育・人権・行財政改革施策</p> <p>(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて</p> <p>将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大するよう検討すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。</p> <p>(2) 奨学金制度の改善について</p> <p>2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。</p> <p>(3) 労働教育のカリキュラム化について</p> <p>学校における労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。</p>	<p>4.</p> <p>(1)</p> <p>35人学級編制については、教職員の増員が不可欠であるため、本市教育委員会としても、教職員定数の改善を国・大阪府に働きかけていきます。 (子ども未来創造局 学校教育室)</p> <p>(2)</p> <p>平成29年度より日本学生支援機構において新設された大学等への就学にかかる給付型奨学金制度は、平成29年度の試行実施期間を経て、平成30年度より対象者を拡大することが決定しています。これにより、これまでの要件であった私立大学等へ自宅外通学をする人以外へも、奨学金の申込み資格が拡大することになりました。今後も引き続き、給付金額の増額など、制度の拡大を求めていくとともに、市奨学金制度における地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入については、他市の動向も見ながら、必要に応じて研究していきたいと考えています。 (子ども未来創造局 学校生活支援課)</p> <p>(3)</p> <p>小学校では、生活科・社会科や総合的な学習の時間等の授業や、社会見学・校外学習等の行事を通じて、勤労観・職業観を育むためのカリキュラムが組まれています。 また、中学校では、職場体験学習を含め3年間を通じて社会のルールやマナーを学び、生徒自らが進路を考える学習が実施されています。 本市教育委員会としても、学校でのキャリア教育等がより充実するような指導・助言を行っていきます。</p>

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

①女性に対する暴力の根絶

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること

②差別的言動の解消

昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。

③部落差別の解消

昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民

(4)

①

「箕面市男女協働参画推進プラン」において「あらゆる暴力を許さない地域・社会づくり」を基本目標に掲げ、DV防止の啓発推進と相談体制の整備、DV被害者の安全確保や自立支援制度の推進に取り組んでいます。

具体的な取り組みとしては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、講演会の開催、市内公共施設、図書館においてパネル展示やパンフレット等の設置を行い、DVに対する意識啓発や相談窓口の案内を行っています。配偶者等からの暴力の被害者については、女性のための面接相談、電話相談等により継続的にメンタル面等の支援を行っているほか、必要に応じ関係機関と連携し支援を行っています。

また、毎年、関係機関等で構成する「箕面市ドメスティック・バイオレンス被害者支援ネットワーク会議」を開催し、DV対応に係る情報及び課題の共有、連携強化を行っています。

(人権文化部 男女協働・家庭支援室)

②

これまで市の広報紙の掲載や、法務局の制作した啓発ポスターを市内公共施設に掲示するなど、啓発活動を行っております。今後、地域の実情を勘案しながら、必要に応じて施策を進めてまいります。

(人権文化部 人権施策課)

③

部落差別解消推進法については、市ホームページに掲載、各施設へのポスター掲示、啓発冊子への記載や講座の開催などで周知を図っています。

なお、採用選考の問題については、企業の監督官庁である大阪府において主に

に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

(5) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないよう改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

(6) 「食育」政策の推進に向けて

子どもの基本的な生活習慣作りと健全な食生活の実践にむけて、また「食を共にすること」でコミュニケーションが深まることから、食に関する正しい知識や地場産物を活用した調理実習、地域の生産者等との交流会（「食育教室（仮称）」）など学校・地域と連携を行い、食育政策を推進すること。さらに、中学校給食が導入されたが、9年間を見通した食育や、アレルギー対応等、安全・安心な給食の推進に向けて、現在兼務になっている小学校を含め、市内全小中学校に栄養教諭（栄養士）の配置を行うこと。

(7) いじめ等の相談体制強化に向けて

いじめ・不登校・問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応、学校をあげた組織的な対応、関係諸機関と連携した幅広い対応等を推進していくために、市内全小中学校に、生徒指導担当者補助教員を配置すること。

取り組まれるべきと考えておりますが、本市においては箕面企業人権啓発推進員協議会でも取り上げていきます。

（人権文化部 人権施策課）

(5)

地方公共団体が自らの課題に対して自主的、主体的に取り組み、健全な財政運営を行うためには、行政サービスの担い手として財源確保が欠かせません。安定的な税収確保に向けた地方税制の確立とともに、地方交付税制度の持つ財源調整機能と財源保証機能等の適切な運用について、市長会を通じて国に要望していきます。

（総務部 税務課）

(6)

学校・地域と連携した食育は、給食食材に地元産野菜を積極的に取り入れる、田植えや稲刈り、野菜栽培などの農業体験を地元農家と交流しながら実施する、学校給食試食会で保護者に地産地消の取り組みをPRするなどして推進しています。

学校の食育は、本市全小・中学校で教科や給食と関連させて「食に関する指導の全体計画」を作成し、9年間で食に関する正しい知識を身につくようにしています。

栄養教諭が兼務であっても、適切なアレルギー対応や安全・安心な給食を推進していますが、全校配置実現に向けては、引き続き、国・大阪府に要望していきます。

（子ども未来創造局 学校給食室）

(7)

本市では、小・中学校の生徒指導担当者の負担を軽減し、生徒指導の充実を図るため、国の生徒指導加配がない学校のうち、児童数が概ね600名以上の小学校6校及び中学校7校に市独自で生徒指導担当者授業支援員を配置しています。

平成17年の市独自配置以降、不登校

(8) 箕面子どもステップアップ調査(全国学力テストを含む)について

箕面学力・体力・生活状況総合調査(箕面子どもステップアップ調査)については、成果主義に陥ることなく、結果分析をふまえて、条件・環境整備を行うとともに、教員評価につなげないこと。また、学校の序列化や、過度の競争につながらないように、全国学力・学習状況調査も含め、学校別結果公表をしないこと。

(9) 平和発信機能の強化

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調す

生徒数が国・府平均に比べ大幅に減少し、ピーク時から半減する効果が得られており、今後も生徒指導担当者授業支援員の配置継続等、生徒指導の充実に向けた効果的な方策についての検討に努めます。

また、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成26年3月に「箕面市いじめ防止基本方針」を策定し、平成29年6月に改訂しています。また、関係機関との連携、いじめ問題等の調査等を行い、いじめの防止・早期発見及びいじめの対処法のための対策を推進する「箕面市いじめ防止対策推進協議会」を平成27年度から設置しています。

(子ども未来創造局 学校教育室)

(8)

箕面学力・体力・生活状況総合調査(箕面子どもステップアップ調査)は、9年間の小中一貫教育を通して、子どもたちの「学力・体力・豊かな心」をバランスよく育むため、平成24年度から全ての市立小・中学校の全学年の児童・生徒を対象に実施しています。

教育委員会や学校は、本調査により、毎年、子どもたち一人ひとりの各学年における学力・体力・生活の状況を把握・分析し、教員の指導力・授業力を高めるとともに、翌年度の各学年の指導・授業内容に反映させていくことにより、9年間を通して継続的かつきめ細やかに子どもたちの総合力の育成を進めています。

各学校においては、自校の結果概要を保護者等に示して、家庭学習等において協力を願い、学校教育に対する一層の信頼と理解を得られる関係性を築くよう取り組みます。

なお、学校別平均正答率については、公表しないこととしています。

(子ども未来創造局 学校教育室)

(9)

日本国憲法の原理である「平和と民主主義」、「基本的人権の尊重」の精神を具

る施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

体化していくことが行政の責務であると認識しており、「箕面市非核平和都市宣言」や「箕面市人権宣言」等の趣旨に基づき、「平和」「人権」「多文化共生」についての啓発事業を総合的に実施してきました。

今後も、全庁的に人権行政を進めるとともに、平和と人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを市民と協働で推進していきます。

(人権文化部 人権施策課)

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

(2) 食品ロス削減対策の推進

大阪府庁内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取り組みとも連携した、食品ロス削減の取り組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取り組みを行う団体やフードバンクなどの民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。

(3) 木材利用促進とクリーンウッド法の推進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。府

5.

(1)

市民や事業者へごみの減量、分別排出の徹底などについて啓発を行うことにより、ごみの発生抑制及び資源化量の向上を目指していきます。また、事業系ごみについては、大型小売店舗・多量排出事業者に対しては継続してごみ減量計画書の提出を求め、減量・再資源化に向けた指導等を実施していきます。

(市民部 環境整備室)

(2)

大阪府や本市関係部局と連携をし、市民や事業者へ食品ロス削減の取り組み方法などについて調査・研究のうえ啓発を実施していきます。また、食品ロスの取り組みを行う民間団体との連携を模索していきます。

(市民部 環境整備室)

(3)

箕面市においても「箕面市木材利用基本方針」を策定し、平成29年4月1日から施行しています。今後も木材利用基本方針に沿って、木材利用促進に取り組む

内市町村では、43市町村中、22市町村（2016年12月末現在）での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

※木材利用方針を策定済みの市町村（2016年12月末現在）

和泉市、岬町、岸和田市、忠岡町、泉大津市、高石市、泉南市、千早赤阪村、泉佐野市、田尻町、太子町、河内長野市、貝塚市、河南町、富田林市、高槻市、能勢町、大阪市、熊取町、堺市、東大阪市、阪南市

（4）消費者保護と消費者教育の推進

増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応をすること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。

また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

（1）空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空き家等に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、

ます。

（みどりまちづくり部 公園緑地室）

（4）

本市では国の交付金を活用し、消費生活センター職員のレベルアップ研修の受講、消費者月間に合わせた啓発活動、コミュニティラジオでの啓発CMの放送など、消費者行政の組織体制の充実と機能強化及び消費者被害の発生・拡大の防止に関する取り組みを行っています。

また、悪徳商法・特殊詐欺に関しては、本市のホームページ等での注意喚起や被害に遭いやすい高齢者に情報が行き届くように後期高齢者医療保険料額決定通知書に啓発チラシを同封したりするなど、積極的な広報に努めています。

昨年度は知的障害者施設の利用者向けに出前講座を行っており、引き続き高齢者や障害者等、悪質な業者に狙われやすい消費者に向けた活動を実施します。

（市民部 市民サービス政策室）

6.

（1）

平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことを受け、周辺環境に影響を及ぼす可能性のある空家等に対し、適宜指導、啓発を行っています。

今後も国の指針等に基づき、空家対策を進めます。

「空家等対策計画」を早期に策定し、対策を講じること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。

※策定済み28市町村

〔堺市、岸和田市、豊中市、池田市、守口市、茨木市、泉佐野市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村〕

2017年度策定予定11市町村

〔泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、柏原市、交野市、大阪狭山市、田尻町〕

2018年度以降の予定1市〔吹田市〕

策定時期未定2市〔和泉市、摂津市〕

※大阪市は、住宅土地統計調査結果や区役所への通報データ等により空家の実態を把握

(2017年8月29日現在)

(2)「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されており、各市町村においても、交通施策の推進にむけて、改車地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

(みどりまちづくり部 環境動物室)

(2)

国では、交通政策基本法の基本理念に則り、平成26年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正しました。

法改正により、今後は「地域公共交通連携計画」は廃止され、市町村は新たに「地域公共交通網形成計画」を策定していくこととなりますが、この「地域公共交通網形成計画」は、都市計画や立地適正化計画等と調和がとれたものであることが必要とされています。

本市では、これまでに交通環境の変化や少子高齢化による交通弱者の増加などの社会状況の変化を踏まえて、都市交通で目指す将来像や都市交通のあり方、それを実現するための総合的かつ戦略的な施策を明らかにする「箕面市総合都市交通戦略」を平成24年3月に策定しました。本戦略は長期的な展望のもとで計画

(3) 交通バリアフリーの促進と安全

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

(4) 自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車に関係する事故は年間1万件を超えているのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まり強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。

的、効率的に施策展開を図るための基本指針であるとともに、市民・事業者・行政などのさまざまな主体が協働で進めていくために共有すべき指針です。

今後は、平成28年2月に策定した「箕面市立地適正化計画」を踏まえ、まちづくりと連携した公共交通のネットワークの再構築をめざし、各種調査・分析を実施し、公共交通事業者、交通管理者、公共交通事業者の運転者が組織する団体が参画する、「箕面市地域公共交通活性化協議会」にて、市民参画のもと、利用者の意向を聞きながら、「箕面市総合都市交通戦略」を統合した「地域公共交通網形成計画」を取りまとめ、平成32年度末を目標に現在工事を進めている北大阪急行線延伸線の開業に合わせて、具体的に取り組みを実施していく予定です。

(地域創造部 交通政策室)

(3)

阪急電鉄箕面線の牧落駅、桜井駅のバリアフリー化については、国1/3、府市1/3、事業者1/3の協調補助により、エレベーター、トイレの整備が実施されています。

また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置に関して、国及び府の協調補助制度があることから、今後事業者からの要望があれば補助制度の活用を検討したいと考えています。

(地域創造部 交通政策室)

(4)

本市では、自転車の危険運転に対して、箕面警察や箕面交通安全協会など関係団体と協力して、春と秋の統一キャンペーン期間中に自転車利用時のマナーアップキャンペーンや二輪車・自転車の安全指導を行っており、合わせて、箕面警察において、自転車の危険運転に対する取り締まりを実施していただいております。

また、市民に対する啓発として、9月に箕面交通安全協会主催で運転者講習会を実施しており、その講習会の中で自転

車レーンの走行についての注意事項を説明しております。

児童・生徒に対しては、毎年秋に幼稚園、小中学校において交通安全教室を実施しております。具体的には、幼稚園では自転車の乗り方指導、小学校では、自転車での行動範囲が広がってくる4年生を対象に自転車パスポート事業を実施しています。中学校では、スタントマンによるスケアード・ストレート方式の自転車安全教室を全学年を対象に実施しており、傘さし運転や急な飛び出しなどの危険性や自分自身で身を守る術について学んでいます。また、様々な機会を通じて、学校行事や部活動等で自転車に乗る場合は、ヘルメットを着用することを徹底しています。

(総務部 市民安全政策室)

本市では、歩行者と自転車の安全を確保するため、国の社会資本整備総合交付金を活用して、公共施設や市内の主要な店舗・施設間を結ぶ自転車走行レーンの全市展開をめざして整備を進めているところです。整備状況としては、主に市内南北方向の主要路線4.5キロメートルにおいて自転車走行レーンの整備を行っており、今後は、市内東西方向の主要路線の整備を行っていく予定です。

(みどりまちづくり部 道路整備室)

(5) 防災・減災対策の充実・徹底

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。

(5)

本市では、ハザードマップを全戸配布し、災害発生時の危険箇所や避難場所を住民に周知するとともに、各地域で防災講習会を開催し、災害発生時の避難方法等の啓発を実施しています。

防災訓練につきましては、大規模災害を想定して、市民や事業者も参加する全市一斉総合防災訓練や各関係機関との合同防災訓練を実施し、市全体の地域防災力の向上に努めています。

また、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団など避

(6) 集中豪雨など風水害の被害防止対策

近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。

(7) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補

難支援等関係者に提供し、平時の活動に活用いただくことで、有事の迅速な安否確認につなげる体制をとっています。名簿については、年1回(出生6ヶ月までの乳幼児は年に3回)更新しています。

(総務部 市民安全政策室)

(6)

豪雨水害については、浸水対策として「水防整備指針」に基づき計画的に整備に取り組んでいます。また、土砂災害については、土砂災害防止法の特別警戒区域(レッドゾーン)内の人家ゼロを目的とした、擁壁等の崖崩れ対策施設の早期整備を大阪府に要請するとともに、大阪府の整備対象とならない箇所については市が取り組んでいきます。

(総務部 水防・土砂災害対策推進室)

本市では、防災情報や避難情報をホームページへ掲載するほか、市民安全ツイッターや市民安全メールに登録されている市民等に対して発信し、重要な防災情報については、防災スピーカーや広報車を活用して市内全域に情報発信しています。

また、災害時の避難方法や減災対策などの情報をホームページや広報紙もみじだよりの「命のパスポート」に掲載しています。

(総務部 市民安全政策室)

(7)

暴力行為防止に向けた啓発活動については、公共交通機関を含む市内公共施設に対して啓発ポスターの掲示を依頼しています。

市民から寄せられる通報などに関しては、警察に情報提供を行い、その際には巡回強化の依頼を行っています。

(総務部 市民安全政策室)

助などの支援措置を講じること。

〒562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市 市民部 市民サービス政策室

TEL : 072-724-6723 (直通)

FAX : 072-723-5538

